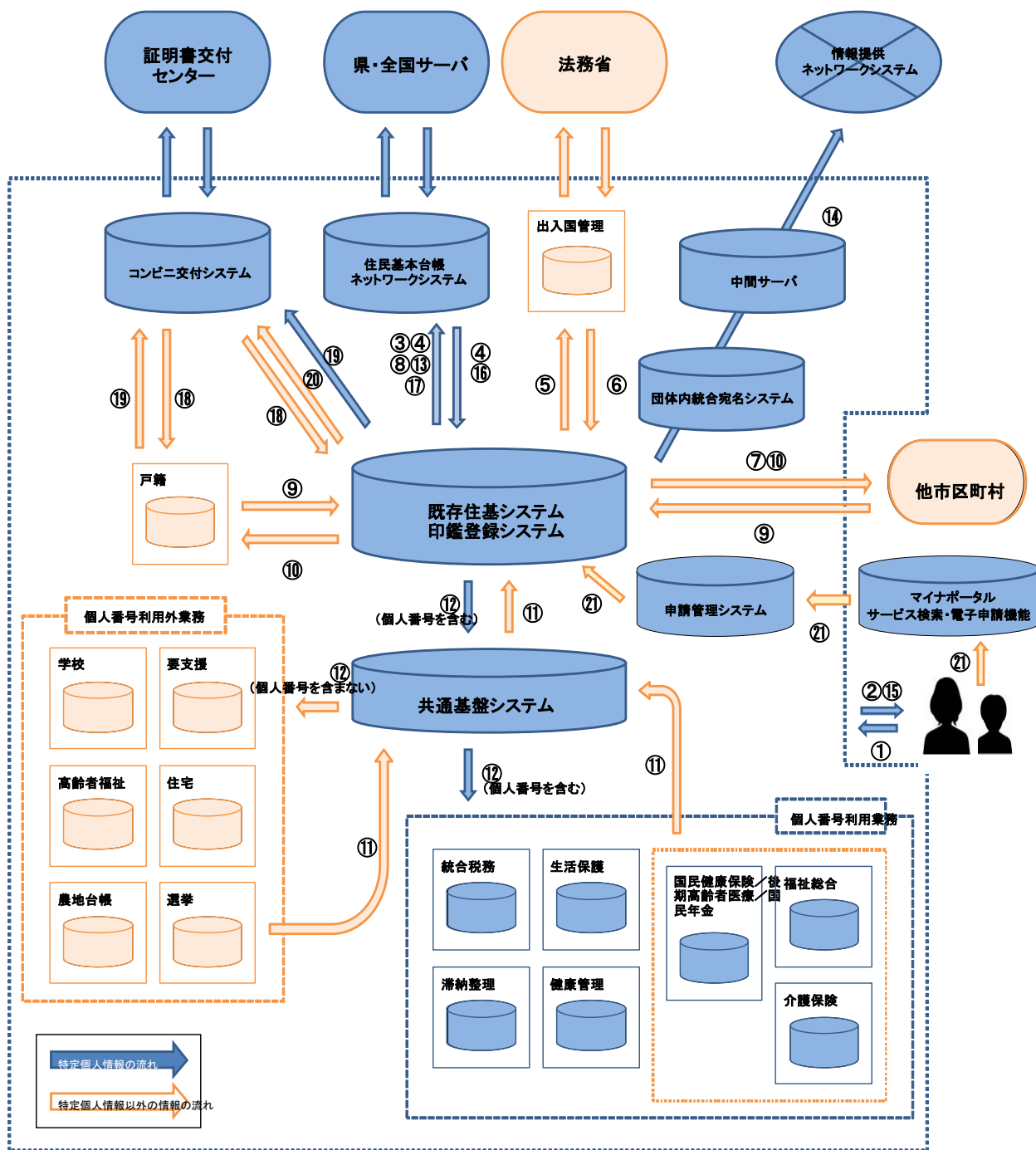


「(1)住民基・台帳ファイル」を取り扱う事務の内容(既存住基システムを中心とした事務の流れ)



(備考)

- ① 住民からの住民異動届に対し、受領及び審査を行い、住民票の記載、修正、消除を行う。(住基法第21条の4)
- ② 住民からの申請等により、住民票の写しを交付する。(住基法第12条)
「住民からの届出に基づき、転出者に転出証明書を交付する。(住基法第22条第2項)」
- ③ 本人確認情報等を住基ネットに通知する。(住基法第30条の6)
- ④ 転出証明書情報を住基ネットに通知する。(住基法第24条の2第7項)
転出証明書情報を住基ネットから受領し、特例転入処理を行う。(住基法第24条の2第2項)

(別添1-1)事務の内容(現行システム)

(備考)

- ⑤ 外国人住民に関する住民票の記載、修正、消除について法務大臣に通知を行う。(出入国管理及び難民認定法第61条の8の2等)
- ⑥ 外国人住民に関する法務省通知を受領し、住民票の修正、消除を行う。(住基法第30条の50)
- ⑦ 戸籍の附票記載事項通知内容が戸籍の記載と一致しない事項について住所地に通知する。(住基法第19条第2項)
- ⑧ 他市町村からの転入により住民票を記載した場合、転出地に通知する(住基法第9条第1項、第3項)
- ⑨ 戸籍の記載、若しくは記録をした場合、住民票に関する事項を通知する(住基法第9条第2項)
- ⑩ 住民票の記載等をした場合、戸籍附票に関する事項を通知する(住基法第19条第1項、第4項)
- ⑪ 住民票に記載すべき個別記載事項情報を受領し、住民票に記載する。(住基法第7条)
- ⑫ 住民に関する事務の処理の基礎とするため、住民票に関する情報を他業務に移転する(住基法第1条)
- ※移転の際は、特定個人情報に該当するかどうかを区別する。
- ⑬ 広域住民票の交付要求を受領し、請求のあった広域住民票を交付地に通知する。(住基法第12条の4)
- ⑭ 情報提供ネットワークシステムに住民票関係情報を提供する。(番号利用法第22条)
- ⑮ 個人番号カードの交付等を行う。(番号利用法第17条)
- ⑯ 住民票コードを記載(住基法第30条の2第2項)した場合は、住基ネットを通じて地方公共団体情報システム機構より個人番号とすべき番号を受領し、速やかに個人番号として指定する。(番号利用法第7条、第8条)
- ⑰ 住基ネットを通じ、地方公共団体情報システム機構に通知カードの送付先情報を送信する。(番号利用法第7条、第8条)
- ⑱ 証明書交付センターからの証明書請求情報を受領する。
- ⑲ 証明書情報を、証明書コンビニ交付システムに送信する。
- ㉔ 発行抑止用等の4情報等を証明書コンビニ交付システムに連携する。
- ㉕ サービス検索・電子申請機能による届出を受領する。